

建築物のバリアフリー化に向けた 取組の方向性（全体像）

建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性(全体像)

国土交通省の取組の方向性

<建築設計標準の普及、見直し>

- 施設計画に応じて求められるバリアフリー基準や考え方について、**普及を図る**とともに、ニーズ等を踏まえて**記載内容の充実化が必要**。

(直近の取組)

- 劇場、観覧場等の客席・観覧席に関する追補版(H27)
- ホテル、旅館に関する追補版(H30)
- 小規模店舗、重度障害対応に関する記載の充実(R2)

<法令基準(義務基準、誘導基準)の見直し>

- 最低限、遵守すべき**義務基準**と全体水準の底上げを図る**誘導基準**について、**ニーズや実態を踏まえて見直しが必要**。

(直近の取組)

- ホテル、旅館の客室に関する基準の見直し(H30)
- 劇場等の客席に関する誘導基準の新設(R3)

<地域の実情を踏まえたバリアフリー化の促進>

- 地域の実情や施設の利用計画に応じた柔軟なバリアフリー化が進むよう、**地方自治体や民間事業者の取り組みの後押しが必要**。

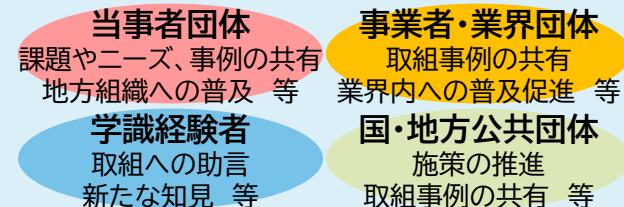
(直近の取組)

- バリアフリー条例の制定促進(条例事例集の作成)(R4)
- 既存建築物の改修に対する交付金制度の創設(R4)

関係者参画による推進体制

(建築設計標準フォローアップ会議/R3~)

- 関係者間での**課題共有、意見交換**
- 建築設計標準等の**普及促進**
→令和5年度以降も継続的に開催



意見交換

【取組の方向性】

「優良事例や配慮が足りない事例」や「計画段階での当事者参画の進め方」など、**建築設計標準の更なる充実化を検討**(p.2)

当事者ニーズや整備実態等の社会情勢の変化を踏まえ、**法令基準の見直しを検討**(p.3)

条例制定の促進、交付金制度の活用促進等により、**地域の実情等に応じたバリアフリー化を促進**

建築設計標準の更なる充実化に向けて

- フォローアップ会議では、建築物のバリアフリー化の促進に向けて、引き続き先進事例等の共有を進めるとともに、関係者が連携して建築設計標準や先進事例等の普及・周知を促進する。
- 併せて、会議でのご意見や議論された事項、蓄積された多様な取組・事例をもとに、適宜、建築設計標準に反映するなど、記載内容の充実化を図る。

今後の建築設計標準に関する取組(たたき台)

H27 >> H31 >> R3.3 >>

蓄積した事例等を随時発信

●●● 建築設計標準の見直し

(1) 建築設計標準の改正(H29.3、R3.3改正)

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

(2) ホテル又は旅館に関する追補版(H31.3)

(3) 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版(H27.3)

フォローアップ会議(年2回程度実施)



建築物のバリアフリー設計に関する内容の充実

- ・ 設計段階からの **当事者参加・意見聴取の取組事例**
- ・ 利用者への **配慮が足りない設計事例**
- ・ 既存建築物の **改修事例**(補助事業から事例収集)
- ・ 現地調査等を通じた建築設計標準の点検・評価 等

優良な設計事例・取組事例の充実

- ・ 建築設計標準の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例
- ・ 当事者からの意見聴取を反映した設計事例 等

バリアフリー基準の見直しについて

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「バリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を設置し、「車椅子使用者用便房・駐車施設」や「車椅子使用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

■バリアフリー法体系(建築物)

延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物

※学校、病院、物販店舗、官公署、劇場 等

新築等する場合に**移動等円滑化基準**への適合が必要 ※既存建築物は努力義務

移動等円滑化誘導基準に適合した場合、容積率の緩和等のインセンティブの対象

<バリアフリー法における主な基準(設置数関連)>

	移動等円滑化基準 (義務基準)	移動等円滑化誘導基準 (誘導基準)
車椅子使用者用便房	1以上設置	各階1以上設置
車椅子使用者用駐車施設	1以上設置	駐車台数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客室(ホテル・旅館)	客室総数の1%以上設置(50室以上の場合)	客室数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客席(劇場・観覧場等)	-	客席数に応じて、0.75%~2%以上

基準見直しの方向性について検討

検討WGメンバー(案)

学識経験者、当事者団体(車椅子関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール(案)

R5年度~
 ・フォローアップ会議に検討WGを設置
 ・検討WG(3~4回程度を想定)
 R5年度内
 ・基準見直しの方向性とりまとめ